

●自由金利型定期預金 M 型(スーパー定期)規定(自動解約入金方式)

| 変更後   | 変更前   |
|---|---|
| <p>3. (利息)</p> <p>(1) (2) 省略</p> <p>(3) この預金の全部または一部を第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第3項の規定により解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、預入日から1年後の応当日の前日までは、この預金の一部について解約することはできません。</p> <p>なお、解約日まで中間払利息が支払われている場合には、解約元金に対応する中間払利息合計額と次の預入期間に応じた利率によって計算した利息額との差額を清算のうえ支払います。</p> <p>①～④ 省略</p> <p>(4) (5) 省略</p> | <p>3. (利息)</p> <p>(1) (2) 省略</p> <p>(3) 当社がやむをえないものと認めてこの預金の全部または一部を満期日前に解約する場合および第5条第2項の規定により解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、預入日から1年後の応当日の前日までは、この預金の一部について解約することはできません。</p> <p>なお、解約日まで中間払利息が支払われている場合には、解約元金に対応する中間払利息合計額と次の預入期間に応じた利率によって計算した利息額との差額を清算のうえ支払います。</p> <p>①～④ 省略</p> <p>(4) (5) 省略</p> |
| <p>4. (反社会的勢力との取引拒絶およびマネー・ローンダリング等のおそれがある場合の取引拒絶)</p> <p>(1) この預金は、第5条第3項第1号、第2号、第3号AからFおよび第4号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第3項第1号、第2号、第3号AからFまたは第4号AからEの一つにでも該当する場合には、当社はこの預金の預入をお断りするものとします。</p> <p>(2) 省略</p>   | <p>4. (反社会的勢力との取引拒絶およびマネー・ローンダリング等のおそれがある場合の取引拒絶)</p> <p>(1) この預金は、第5条第2項第1号、第2号、第3号AからFおよび第4号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第2項第1号、第2号、第3号AからFまたは第4号AからEの一つにでも該当する場合には、当社はこの預金の預入をお断りするものとします。</p> <p>(2) 省略</p>   |
| <p>5. (預金の解約、書替継続)</p> <p><u>(1) この預金は、当社がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p><u>(2) 省略</u></p> <p><u>(3) 省略</u></p>  | <p>5. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(新設)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p>  |
| <p>13. (規定の変更)</p> <p><u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>   | <p>(新設)</p>   |

●自由金利型定期預金 M 型(スーパー定期)規定(自動継続)

| 変更後  | 変更前  |
|--|--|
| <p>3. (利息)</p> <p>(1) (2) 省略</p> <p>(3) この預金の全部または一部を第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第3項の規定により解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、預入日から1年後の応当日の前日までは、この預金の一部について解約することはできません。</p> <p>なお、解約日まで中間払利息が支払われている場合には、解約元金に対応する中間払利息合計額と次の預入期間に応じた利率によって計算した利息額との差額を清算のうえ支払います。</p> <p>①から④ 省略</p> <p>(4) (5) 省略</p> | <p>3. (利息)</p> <p>(1) (2) 省略</p> <p>(3) 当社がやむをえないものと認めてこの預金の全部または一部を満期日前に解約する場合および第5条第2項の規定により解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、預入日から1年後の応当日の前日までは、この預金の一部について解約することはできません。</p> <p>なお、解約日まで中間払利息が支払われている場合には、解約元金に対応する中間払利息合計額と次の預入期間に応じた利率によって計算した利息額との差額を清算のうえ支払います。</p> <p>①から④ 省略</p> <p>(4) (5) 省略</p> |
| <p>4. (反社会的勢力との取引拒絶およびマネー・ローンダリング等のおそれがある場合の取引拒絶)</p> <p>(1) この預金は、第5条第3項第1号、第2号、第3号AからFおよび第4号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第3項第1号、第2号、第3号AからFまたは第4号AからEの一つにでも該当する場合には、当社はこの預金の預入をお断りするものとします。</p> <p>(2) 省略</p>  | <p>4. (反社会的勢力との取引拒絶およびマネー・ローンダリング等のおそれがある場合の取引拒絶)</p> <p>(1) この預金は、第5条第2項第1号、第2号、第3号AからFおよび第4号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第2項第1号、第2号、第3号AからFまたは第4号AからEの一つにでも該当する場合には、当社はこの預金の預入をお断りするものとします。</p> <p>(2) 省略</p>  |
| <p>5. (預金の解約、書替継続)</p> <p><u>(1) この預金は、当社がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p><u>(2) 省略</u></p> <p><u>(3) 省略</u></p>   | <p>5. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(新設)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p>   |
| <p>13. (規定の変更)</p> <p><u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>  | <p>(新設)</p>  |

●自由金利型定期預金規定

| 変更後  | 変更前  |
|--|--|
| <p>3. (利息)</p> <p>(1)(2) 省略</p> <p>(3)この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第3項の規定により解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの期間(以下「預入期間」といいます。)について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>なお、解約日まで中間払利息が支払われている場合には、解約元金に対応する中間払利息合計額と次の預入期間に応じた利率によって計算した利息額との差額を清算のうえ支払います。</p> <p>①② 省略</p> <p>(4)省略</p> | <p>3. (利息)</p> <p>(1)(2) 省略</p> <p>(3)当社がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第5条第2項の規定により解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの期間(以下「預入期間」といいます。)について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>なお、解約日まで中間払利息が支払われている場合には、解約元金に対応する中間払利息合計額と次の預入期間に応じた利率によって計算した利息額との差額を清算のうえ支払います。</p> <p>①② 省略</p> <p>(4)省略</p> |
| <p>4. (反社会的勢力との取引拒絶およびマネー・ローンダリング等のおそれがある場合の取引拒絶)</p> <p>(1)この預金は、第5条第3項第1号、第2号、第3号AからFおよび第4号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第3項第1号、第2号、第3号AからFまたは第4号AからEの一つにでも該当する場合には、当社はこの預金の預入をお断りするものとします。</p> <p>(2) 省略</p>   | <p>4. (反社会的勢力との取引拒絶およびマネー・ローンダリング等のおそれがある場合の取引拒絶)</p> <p>(1)この預金は、第5条第2項第1号、第2号、第3号AからFおよび第4号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第2項第1号、第2号、第3号AからFまたは第4号AからEの一つにでも該当する場合には、当社はこの預金の預入をお断りするものとします。</p> <p>(2) 省略</p>   |
| <p>5. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(1)この預金は、当社がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p>   | <p>5. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(新設)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p>   |
| <p>13. (規定の変更)</p> <p>(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p>  | <p>(新設)</p>  |

●自動継続自由金利型定期預金規定

| 変更後  | 変更前   |
|--|---|
| <p>3. (利息)</p> <p>(1)(2) 省略</p> <p>(3) この預金を第5条第1項により満期日前に解約する場合および第5条第3項の規定により解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの期間(以下「預入期間」といいます。)について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>なお、解約日まで中間払利息が支払われている場合には、解約元金に対応する中間払利息合計額と次の預入期間に応じた利率によって計算した利息額との差額を清算のうえ支払います。</p> <p>①② 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>4. (反社会的勢力との取引拒絶およびマネー・ローンダリング等のおそれがある場合の取引拒絶)</p> <p>(1)この預金は、第5条第3項第1号、第2号、第3号AからFおよび第4号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第3項第1号、第2号、第3号AからFまたは第4号AからEの一つにでも該当する場合には、当社はこの預金の預入をお断りするものとします。</p> <p>(2) 省略</p> <p>5. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(1)この預金は、当社がやむをえないと認める場合を除き、<u>満期日前の解約はできません。</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>13. (規定の変更)</p> <p>(1)この規定の各条項その他の条件は、<u>金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> | <p>3. (利息)</p> <p>(1)(2) 省略</p> <p>(3)当社がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第5条第2項の規定により解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの期間(以下「預入期間」といいます。)について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>なお、解約日まで中間払利息が支払われている場合には、解約元金に対応する中間払利息合計額と次の預入期間に応じた利率によって計算した利息額との差額を清算のうえ支払います。</p> <p>①② 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>4. (反社会的勢力との取引拒絶およびマネー・ローンダリング等のおそれがある場合の取引拒絶)</p> <p>(1)この預金は、第5条第2項第1号、第2号、第3号AからFおよび第4号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第5条第2項第1号、第2号、第3号AからFまたは第4号AからEの一つにでも該当する場合には、当社はこの預金の預入をお断りするものとします。</p> <p>(2) 省略</p> <p>5. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(新設)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(新設)</p> |

●変動金利定期預金「スプリング」規定(自動解約入金方式)

| 変更後  | 変更前  |
|--|--|
| <p>4. (利息)</p> <p>(1)(2) 省略</p> <p>(3) この預金の全部または一部を第6条第1項により満期日前に解約する場合および第6条第3項の規定により解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、預入日から6か月後の応当日の前日までは、この預金の一部について解約することはできません。</p> <p>なお、解約日まで中間払利息が支払われている場合には、解約元金に対応する中間払利息合計額と次の預入期間に応じた利率によって計算した利息額との差額を清算のうえ支払います。</p> <p>①② 省略</p> <p>(4)～(6) 省略</p> | <p>4. (利息)</p> <p>(1)(2) 省略</p> <p>(3) 当社がやむをえないものと認めてこの預金の全部または一部を満期日前に解約する場合および第6条第2項の規定により解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、預入日から6か月後の応当日の前日までは、この預金の一部について解約することはできません。</p> <p>なお、解約日まで中間払利息が支払われている場合には、解約元金に対応する中間払利息合計額と次の預入期間に応じた利率によって計算した利息額との差額を清算のうえ支払います。</p> <p>①② 省略</p> <p>(4)～(6) 省略</p> |
| <p>5. (反社会的勢力との取引拒絶およびマネー・ローンダリング等のおそれがある場合の取引拒絶)</p> <p>(1) この預金は、第6条第3項第1号、第2号、第3号AからFおよび第4号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第3項第1号、第2号、第3号AからFまたは第4号AからEの一つにでも該当する場合には、当社はこの預金の預入をお断りするものとします。</p> <p>(2) 省略</p>  | <p>5. (反社会的勢力との取引拒絶およびマネー・ローンダリング等のおそれがある場合の取引拒絶)</p> <p>(1) この預金は、第6条第2項第1号、第2号、第3号AからFおよび第4号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第2項第1号、第2号、第3号AからFまたは第4号AからEの一つにでも該当する場合には、当社はこの預金の預入をお断りするものとします。</p> <p>(2) 省略</p>  |
| <p>6. (預金の解約、書替継続)</p> <p><u>(1) この預金は、当社がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p><u>(2) 省略</u></p> <p><u>(3) 省略</u></p>   | <p>6. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(新設)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p>   |
| <p>14. (規定の変更)</p> <p><u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>  | <p>(新設)</p>  |

●変動金利定期預金「スプリング」規定(自動継続)

| 変更後  | 変更前  |
|--|--|
| <p>4. (利息)</p> <p>(1) (2) 省略</p> <p>(3) この預金の全部または一部を第6条第1項により満期日前に解約する場合および第6条第3項の規定により解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、預入日から6か月後の応当日の前日までは、この預金の一部について解約することはできません。</p> <p>なお、解約日まで中間払利息が支払われている場合には、解約元金に対応する中間払利息合計額と次の預入期間に応じた利率によって計算した利息額との差額を清算のうえ支払います。</p> <p>①②省略</p> <p>(4)～(6) 省略</p> | <p>4. (利息)</p> <p>(1) (2) 省略</p> <p>(3) 当社がやむをえないものと認めてこの預金の全部または一部を満期日前に解約する場合および第6条第2項の規定により解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、預入日から6か月後の応当日の前日までは、この預金の一部について解約することはできません。</p> <p>なお、解約日まで中間払利息が支払われている場合には、解約元金に対応する中間払利息合計額と次の預入期間に応じた利率によって計算した利息額との差額を清算のうえ支払います。</p> <p>①②省略</p> <p>(4)～(6) 省略</p> |
| <p>5. (反社会的勢力との取引拒絶およびマネー・ローンダリング等のおそれがある場合の取引拒絶)</p> <p>(1) この預金は、第6条第3項第1号、第2号、第3号AからFおよび第4号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第3項第1号、第2号、第3号AからFまたは第4号AからEの一つにでも該当する場合には、当社はこの預金の預入をお断りするものとします。</p> <p>(2) 省略</p>  | <p>5. (反社会的勢力との取引拒絶およびマネー・ローンダリング等のおそれがある場合の取引拒絶)</p> <p>(1) この預金は、第6条第2項第1号、第2号、第3号AからFおよび第4号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第2項第1号、第2号、第3号AからFまたは第4号AからEの一つにでも該当する場合には、当社はこの預金の預入をお断りするものとします。</p> <p>(2) 省略</p>  |
| <p>6. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(1) <u>この預金は、当社がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p>   | <p>6. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(新設)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p>   |
| <p>14. (規定の変更)</p> <p>(1) <u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2) <u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>  | <p>(新設)</p>  |

●変動金利定期預金「グローイング」規定(自動解約入金方式)

| 変更後   | 変更前   |
|---|---|
| <p>4. (利息)</p> <p>(1) (2) 省略</p> <p>(3) この預金の全部または一部を第6条第1項により満期日前に解約する場合および第6条第3項の規定により解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、この預金の一部について解約することができるのは満期一括受取型の場合で、かつ預入日から1年後の応当日以降とします。</p> <p>なお、解約日まで中間払利息が支払われている場合には、解約元金に対応する中間払利息合計額と次の預入期間に応じた利率によって計算した利息額との差額を清算のうえ支払います。</p> <p>A. ~G. 省略</p> <p>(4) (5) 省略</p> | <p>4. (利息)</p> <p>(1) (2) 省略</p> <p>(3) 当社がやむをえないものと認めてこの預金の全部または一部を満期日前に解約する場合および第6条第2項の規定により解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、この預金の一部について解約することができるのは満期一括受取型の場合で、かつ預入日から1年後の応当日以降とします。</p> <p>なお、解約日まで中間払利息が支払われている場合には、解約元金に対応する中間払利息合計額と次の預入期間に応じた利率によって計算した利息額との差額を清算のうえ支払います。</p> <p>A. ~G. 省略</p> <p>(4) (5) 省略</p> |
| <p>5. (反社会的勢力との取引拒絶およびマネー・ローンダリング等のおそれがある場合の取引拒絶)</p> <p>(1) この預金は、第6条第3項第1号、第2号、第3号AからFおよび第4号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第3項第1号、第2号、第3号AからFまたは第4号AからEの一つにでも該当する場合には、当社はこの預金の預入をお断りするものとします。</p> <p>(2) 省略</p>   | <p>5. (反社会的勢力との取引拒絶およびマネー・ローンダリング等のおそれがある場合の取引拒絶)</p> <p>(1) この預金は、第6条第2項第1号、第2号、第3号AからFおよび第4号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第2項第1号、第2号、第3号AからFまたは第4号AからEの一つにでも該当する場合には、当社はこの預金の預入をお断りするものとします。</p> <p>(2) 省略</p>   |
| <p>6. (預金の解約、書替継続)</p> <p><u>(1) この預金は、当社がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p><u>(2) 省略</u></p> <p><u>(3) 省略</u></p>  | <p>6. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(新設)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p>  |
| <p>14. (規定の変更)</p> <p><u>(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>   | <p>(新設)</p>   |

●変動金利定期預金「グローイング」規定(自動継続)

| 変更後  | 変更前  |
|--|--|
| <p>4. (利息)</p> <p>(1)(2) 省略</p> <p>(3)この預金の全部または一部を第6条第1項により満期日前に解約する場合および第6条第3項の規定により解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、この預金の一部について解約することができるのは満期一括受取型の場合で、かつ預入日から1年後の応当日以降とします。</p> <p>なお、解約日までに中間払利息が支払われている場合には、解約元金に対応する中間払利息合計額と次の預入期間に応じた利率によって計算した利息額との差額を清算のうえ支払います。</p> <p>A.～G. 省略</p> <p>(4)(5) 省略</p> | <p>4. (利息)</p> <p>(1)(2) 省略</p> <p>(3)当社がやむをえないものと認めてこの預金の全部または一部を満期日前に解約する場合および第6条第2項の規定により解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>ただし、この預金の一部について解約することができるのは満期一括受取型の場合で、かつ預入日から1年後の応当日以降とします。</p> <p>なお、解約日までに中間払利息が支払われている場合には、解約元金に対応する中間払利息合計額と次の預入期間に応じた利率によって計算した利息額との差額を清算のうえ支払います。</p> <p>A.～G. 省略</p> <p>(4)(5) 省略</p> |
| <p>5. (反社会的勢力との取引拒絶およびマネー・ローンダリング等のおそれがある場合の取引拒絶)</p> <p>(1)この預金は、第6条第3項第1号、第2号、第3号AからFおよび第4号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第3項第1号、第2号、第3号AからFまたは第4号AからEの一つにでも該当する場合には、当社はこの預金の預入をお断りするものとします。</p> <p>(2) 省略</p>   | <p>5. (反社会的勢力との取引拒絶およびマネー・ローンダリング等のおそれがある場合の取引拒絶)</p> <p>(1)この預金は、第6条第2項第1号、第2号、第3号AからFおよび第4号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第2項第1号、第2号、第3号AからFまたは第4号AからEの一つにでも該当する場合には、当社はこの預金の預入をお断りするものとします。</p> <p>(2) 省略</p>   |
| <p>6. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(1)この預金は、<u>当社がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p>  | <p>6. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(新設)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p>   |
| <p>14. (規定の変更)</p> <p>(1)<u>この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p>(2)<u>前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>  | <p>(新設)</p>  |



●変動金利定期預金(法人用)規定(自動解約入金方式)

| 変更後  | 変更前  |
|--|--|
| <p>4. (利息)</p> <p>(1)(2) 省略</p> <p>(3)この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合および第6条第3項の規定により解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの期間(以下「預入期間」といいます。)について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>なお、解約日までに中間払利息が支払われている場合には、解約元金に対応する中間払利息合計額と次の預入期間に応じた利率によって計算した利息額との差額を清算のうえ支払います。</p> <p>①② 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>5. (反社会的勢力との取引拒絶およびマネー・ローンダリング等のおそれがある場合の取引拒絶)</p> <p>(1)この預金は、第6条第3項第1号、第2号、第3号AからFおよび第4号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第3項第1号、第2号、第3号AからFまたは第4号AからEの一つにでも該当する場合には、当社はこの預金の預入をお断りするものとします。</p> <p>(2) 省略</p> <p>6. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(1)この預金は、当社がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p> <p>14. (規定の変更)</p> <p>(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</p> <p>(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</p> | <p>4. (利息)</p> <p>(1)(2) 省略</p> <p>(3)当社がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第6条第2項の規定により解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの期間(以下「預入期間」といいます。)について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>なお、解約日までに中間払利息が支払われている場合には、解約元金に対応する中間払利息合計額と次の預入期間に応じた利率によって計算した利息額との差額を清算のうえ支払います。</p> <p>①② 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>5. (反社会的勢力との取引拒絶およびマネー・ローンダリング等のおそれがある場合の取引拒絶)</p> <p>(1)この預金は、第6条第2項第1号、第2号、第3号AからFおよび第4号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第2項第1号、第2号、第3号AからFまたは第4号AからEの一つにでも該当する場合には、当社はこの預金の預入をお断りするものとします。</p> <p>(2) 省略</p> <p>6. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(新設)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p> <p>(新設)</p> |

●変動金利定期預金(法人用)規定(自動継続)

| 変更後   | 変更前   |
|---|---|
| <p>4. (利息)</p> <p>(1)(2) 省略</p> <p>(3)この預金を第6条第1項により満期日前に解約する場合および第6条第3項の規定により解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの期間(以下「預入期間」といいます。)について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>なお、解約日まで中間払利息が支払われている場合には、解約元金に対応する中間払利息合計額と次の預入期間に応じた利率によって計算した利息額との差額を清算のうえ支払います。</p> <p>①② 省略</p> <p>(4) 省略</p> | <p>4. (利息)</p> <p>(1)(2) 省略</p> <p>(3)当社がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および第6条第2項の規定により解約する場合の利息は、預入日から解約日の前日までの期間(以下「預入期間」といいます。)について次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切り捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>なお、解約日まで中間払利息が支払われている場合には、解約元金に対応する中間払利息合計額と次の預入期間に応じた利率によって計算した利息額との差額を清算のうえ支払います。</p> <p>①② 省略</p> <p>(4) 省略</p> |
| <p>5. (反社会的勢力との取引拒絶およびマネー・ローダリング等のおそれがある場合の取引拒絶)</p> <p>(1)この預金は、第6条第3項第1号、第2号、第3号AからFおよび第4号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第3項第1号、第2号、第3号AからFまたは第4号AからEの一つにでも該当する場合には、当社はこの預金の預入をお断りするものとします。</p> <p>(2) 省略</p>   | <p>5. (反社会的勢力との取引拒絶およびマネー・ローダリング等のおそれがある場合の取引拒絶)</p> <p>(1)この預金は、第6条第2項第1号、第2号、第3号AからFおよび第4号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第6条第2項第1号、第2号、第3号AからFまたは第4号AからEの一つにでも該当する場合には、当社はこの預金の預入をお断りするものとします。</p> <p>(2) 省略</p>   |
| <p>6. (預金の解約、書替継続)</p> <p><u>(1)この預金は、当社がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p><u>(2) 省略</u></p> <p><u>(3) 省略</u></p>   | <p>6. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(新設)</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 省略</p>  |
| <p>14. (規定の変更)</p> <p><u>(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p>   | <p>(新設)</p>   |

●普通預金規定

| 変更後  | 変更前         |
|--|-------------|
| <p>18. <u>(規定の変更)</u></p> <p><u>(1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。</u></p> <p><u>(2)前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。</u></p> | <p>(新設)</p> |